札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案 令和5年(2023年)9月20日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例

札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表 1 中 2 0 の 3 の項を 2 0 の 6 の項とし、 2 0 の 2 の項を 2 0 の 5 の項 とし、 2 0 の項の次に次のように加える。

2002	市長	札幌市子ども医療費助成条例(昭和48年条例第13	
		号) による医療費の助成に関する事務であって規則で	
		定めるもの	
2003	市長	札幌市重度心身障がい者医療費助成事業の実施に関	
		する事務であって規則で定めるもの	
2004	市長	札幌市ひとり親家庭等医療費助成事業の実施に関す	
		る事務であって規則で定めるもの	

(2) 別表 2 11の2の項中「老人ホームへの入所に関する情報」の次に「であって規則で定めるもの」を加え、同表中28の6の項を28の9の項とし、28の2の項から28の5の項までを3項ずつ繰り下げ、28の項の次に次のように加える。

2802	市長	札幌市子ども医療費	医療保険給付
		助成条例による医療	護関係情報、
		費の助成に関する事	係情報、地ス
		務であって規則で定	手当関係情報
		めるもの	障がい者医
			施に関する

医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報、児童 手当関係情報、札幌市重度心身 障がい者医療費助成事業の実 施に関する情報又は札幌市ひ

			 とり親家庭等医療費助成事業
			の実施に関する情報であって
			規則で定めるもの
2803	市長	 札幌市重度心身障が	医療保険給付関係情報、障害者
		 い者医療費助成事業	 関係情報、生活保護関係情報、
		の実施に関する事務	 外国人生活保護関係情報、療育
		であって規則で定め	手帳関係情報、介護保険給付等
		るもの	関係情報、地方税関係情報、特
			別児童扶養手当関係情報又は
			札幌市子ども医療費助成条例
			による医療費の助成に関する
			情報であって規則で定めるも
			O
2804	市長	札幌市ひとり親家庭	医療保険給付関係情報、障害者
		等医療費助成事業の	関係情報、生活保護関係情報、
		実施に関する事務で	外国人生活保護関係情報、介護
		あって規則で定める	保険給付等関係情報、地方税関
		もの	係情報、児童扶養手当関係情報
			又は札幌市子ども医療費助成
			条例による医療費の助成に関
			する情報であって規則で定め
			るもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

札幌市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する事務等を新たに個人番号を利用することができる事務に加えるほか、当該助成に関する事務等の処理に当たり、他の事務の処理のために保有する特定個人情報の利用を可能とするため、本案を提出する。